

件名	松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
主管課	まちづくり課
関係課	—
改正対象	松前町道路占用料徴収条例（昭和 61 年松前町条例第 5 号）
根拠法令等	道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号） 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 329 号）
改正理由	<p>道路法等の一部を改正する法律による道路法の改正において、自動運行装置を備えた自動車の自動的な運行を補助する施設（自動運行補助施設）を道路附属物として規定し、民間事業者が同施設を道路に整備する場合は同施設を占用物件とすることとされた。</p> <p>上記に関して、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）において道路占用料の別表に同施設の占用料が規定された。政令で定める額を町の占用料の額とするため条例改正を行う。</p>
改正の主な内容	別表（第 2 条関係）に自動運行補助施設に係る占用料の額を規定する。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	